

滋賀労働局長登録教習機関〔滋第2号〕
登録有効期間満了日：令和11年3月30日

令和7年度 第3回 足場の組立て等作業主任者技能講習のご案内

労働安全衛生法規定により、つり足場、（ゴンドラのつり足場を除く。）張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業については、都道府県労働局長に登録した機関が行う技能講習を修了した者のなかから作業主任者を選任し、その者に該当作業に従事する作業者の指揮、その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならないこととなっています。

当支部におきましては、滋賀労働局長の登録教習機関として、この技能講習を下記要領により実施いたしますので、該当者を受講させて、有資格者の充足を図られますようご案内申し上げます。

1. 講習日時

日 程	講 習 会 場
令和7年12月3日（水）8：45～17：20 令和7年12月4日（木）8：45～17：15	滋賀県建設会館 大津市におの浜1丁目1－18

2. 受講資格又は対象者（下記の何れかに該当する方）

(1)足場の組立て解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者

【経験3年以上の場合は受講資格に必要な学歴の記入は不要です。】

(2)大学、高等専門学校又は高等学校において土木、建築又は造船に関する学校を専攻して卒業した者でその後2年以上足場の組立て解体又は変更に関する作業に従事した経験を有する者

※【証明書（卒業証書又は卒業証明書）写しを申込時にご提出下さい。】

注1)上記の経験には、18才未満の期間は入りません。（年少者労働基準規則）

注2)上記(1)～(2)の経験についての証明は所属事業主とします。

注3)上記の資格を満たすため、平成29年7月1日以降の期間を作業経験に含む場合は「足場の組立て等の業務に係る特別教育」修了証等（写し）を添付してください。

※ホームページ上の受講資格確認早見表をご覧ください、必ず受講資格の有無を確認してください。

※ この講習を受けることができる者は、上記の要件を備えているものでなければなりません。事業主において虚偽の証明したことが後日判明したときは、発行済の修了証は無効となりますので特にご注意下さい。

3. 募集人数 80名

4. 受講料

区 分	会 員	非 会 員
時 間 数	13時間	
受 講 料	12,155円（内 消費税 1,105円）	
テキスト代	1,595円（内 消費税 145円）	2,145円（内 消費税 195円）
計	13,750円（内 消費税 1,250円）	14,300円（内 消費税 1,300円）

5. 提出書類

(1) 申込書

所定の受講申込書に所要の事項を記入し、直近6ヶ月以内に撮影した正式な証明写真（上半身無帽）〔3.0cm×2.5cm〕1枚（スナップ写真、デジタルカメラ写真等は不可）を貼付してください。

(2) 本人確認書類

普通自動車免許証など現住所が確認できる公的証明（健康保険証は本人確認書類として認められません。）

(3) 足場の組立て等特別教育修了証の写し

※平成29年7月1日以降の期間を作業経験に含む場合、必須です。

(4) 卒業証明書等の写し（必要な方のみ）

申込書は滋賀県建設業協会のHPよりダウンロードできます。

URL：https://yumeken.or.jp/kensaibou/#seminar_list

6. 申込時の注意事項

(1) 申込書への記入は、必ずボールペンをご使用ください。フリクションボールペン・鉛筆・シャープペンシル等で記入しないでください。記入に訂正がある場合は、訂正箇所には二重線を引き、空欄に正しく記入してください。ただし、経験期間を訂正するときは、事業主印で訂正印を押し訂正してください。

(2) 申込書の提出は、窓口までお持ちいただくか、郵送をお願いします。会員の方は、（一社）滋賀県建設業協会の各支部でも受付が可能です。

(3) 受講料は、講習初日の10日前（営業日）までに窓口でお支払いいただくか、下記口座までお振込みください。

振込口座	滋賀銀行本店 普通預金 755278
名 義	建設業労働災害防止協会滋賀県支部

(4) 申込受付は、講習開始10日前（営業日）若しくは定員になり次第締め切ります。

(5) 一旦提出した受講申込書及び受講料等については、返還いたしませんので予めご了承下さい。

7. 申込書の提出先及びお問合せ先

建設業労働災害防止協会滋賀県支部事務局

〒520-0801 大津市におの浜一丁目1番18号 滋賀県建設会館1階

電話 077-522-3232 Fax 077-522-7743

8. 遅刻等の取扱い及び注意事項について

(1) 原則、遅刻は認めません。やむを得ず遅刻した場合は講習開始から20分まで入場を認めます。遅刻した場合は遅刻時間数分だけ補講を受講していただきます。

(2) 講習開始後20分以上遅刻した場合は、受講を認めません。

(3) 20分以上の遅刻による受講不可の場合及び欠席の場合は、受講料は返金いたしません。

(4) 公共交通機関等の大幅な乱れや災害により受講が不可能になった場合は、受講料を返金いたします。

(5) 二日間の全科目を受講していないと修了筆記試験の受験資格はなくなり、修了証も交付いたしませんのでご注意ください。

(6) 受講者が定員を大幅に下回る場合は、中止する場合がございますのでご了承下さい。その際は受講料を返金いたします。

【参 考】

■CPDS・CPD 証明

CPDS（全国土木施工管理技士会連合会）・CPD（日本建築士会連合会及び建設業振興基金のみ）受講証明書の発行を希望される方は技能講習申込書上部余白に CPDS 又は CPD（CPD 番号を記載）と記入してください。

※CPDについては講習日の2週間前までに申込者がいなければ、プログラム認定の申請を行いません。

■建設労働者確保育成助成金（経費助成・賃金助成）について

詳細につきましては、下記をご参照下さい。

・助成金制度の詳細な内容について⇒厚生労働省のHP [<https://www.mhlw.go.jp/>]

・助成金の申し込みについて⇒<https://yumeken.or.jp/kensaibou/subsidy/>